

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市営住宅入居予定者等
選定事務取扱要綱の一部改
正について

意見募集期間

令和5年4月10日～5月9日

問い合わせ先

神戸市建築住宅局住宅管理課

電話078-595-6540

1 意見募集期間

令和5年4月10日（月）～令和5年5月9日（火）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル3階
神戸市建築住宅局住宅管理課 「要綱改正意見募集」宛
※令和5年5月9日（火曜）必着

(2) ファクシミリ による提出

(078)595-6662 神戸市建築住宅局住宅管理課 「要綱改正意見募集」宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:jyutakukanri@office.city.kobe.lg.jp

件名には「要綱改正意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市建築住宅局住宅管理課
神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル3階
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年5月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」の一部改正(案)の概要

神戸市建築住宅局住宅管理課

1. 主旨

神戸市営住宅では若年・子育て世帯の入居促進の一環として、神戸市内および近郊の大学等に通う学生を対象とした住宅（以下「学生向住宅」という。）と、ひとり親世帯を対象とした住宅（以下「母子・父子世帯向住宅」という。）の募集を行っています。

上記住宅の入居者の選定基準は以下のとおりです。

①学生向住宅

条例第19条の2第1項第2号の規定にある50歳未満の世帯で、大学等の学生または入学予定者。入居期限は大学等を卒業後2年間までとするが、神戸市内の企業へ就職した場合においては、さらに2年間延長できるものとする。

②母子・父子世帯向住宅

配偶者のいない者で、現に20歳未満の子を扶養している世帯。ただし、婚姻によらないで父または母となった者は、20歳以上の者に限る。

このたび、若年・子育て世帯の更なる入居促進を図るため、上記住宅の入居者の選定基準の取扱いに関する内容を検討しています。

つきましては、改正案の概要を公表いたしますので、皆さまのご意見を募集いたします。

2. 改正案の概要

「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」に規定する「学生向住宅」と「母子・父子世帯向住宅」の選定基準を一部変更します。

①学生向住宅

対象世帯を「50歳未満の世帯で、大学等の学生または入学予定者」から「大学等の学生(入学予定者を含む。以下「学生」という。)又は学生とその同居親族からなる世帯」に変更

②母子・父子世帯向住宅

婚姻によらないで父または母となった者の年齢要件を18歳以上の者に変更

3. 施行予定日

令和5年6月1日